

## (6) 税務署別の免許場数

税務署名	製造免許 場数	製造場数	販売場数		販売業者数	
			卸売業	小売業	卸売業	小売業
	場	場	場	場	者	者
札幌中	4	3	54	177	15	141
札幌北	2	2	22	665	6	483
札幌南	14	5	21	738	5	540
札幌西	11	2	32	531	12	397
札幌東	13	3	30	454	7	314
函館	8	5	27	750	8	591
小樽	20	9	18	324	10	268
旭川中	14	3	13	259	3	209
旭川東	1	1	7	365	2	270
室蘭	3	2	5	431	1	322
釧路	2	2	16	522	2	426
帯広	6	5	14	550	4	416
北見	5	3	8	266	2	211
岩見沢	15	5	9	425	3	322
網走	6	4	6	242	4	207
留萌	1	1	7	157	2	136
苫小牧	-	-	11	412	1	315
稚内	-	-	5	244	3	201
紋別	2	1	6	195	3	171
名寄	-	-	4	196	3	171
根室	1	1	7	202	7	175
滝川	2	2	7	260	3	208
深川	-	-	4	130	1	111
富良野	4	4	2	126	1	89
八雲	-	-	7	162	3	142
江差	1	1	3	122	2	105
倶知安	3	2	7	234	3	201
余市	8	2	4	95	3	87
浦河	2	1	8	165	1	156
十勝池田	5	1	3	138	2	127
合計	153	70	367	9,537	122	7,512

(注) この表は「(1)酒類の製造免許場数」「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」を税務署別に示したものである。

卸売業には「販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されたもの」を揚げ、小売業には「販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの」を示した。